

施設整備計画図

沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県南三陸町

S=1:25,000
0 500 1000 (m)

防護

- 海岸保全施設 (現況)
- 海岸保全施設の種別
- 堤防
- 護岸
- 突堤
- 離岸堤
- 消波堤 (工)
- 人工リーフ
- 胸壁
- 水門
- 重要施設
- 受益地域

利用

- 海岸保全施設
- 砂浜
- 崖
- その他

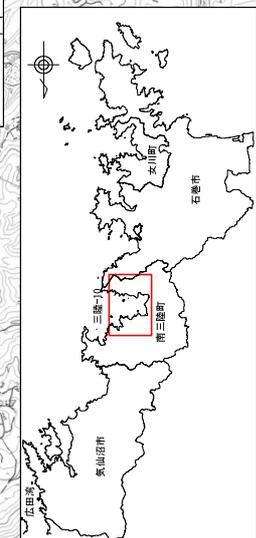
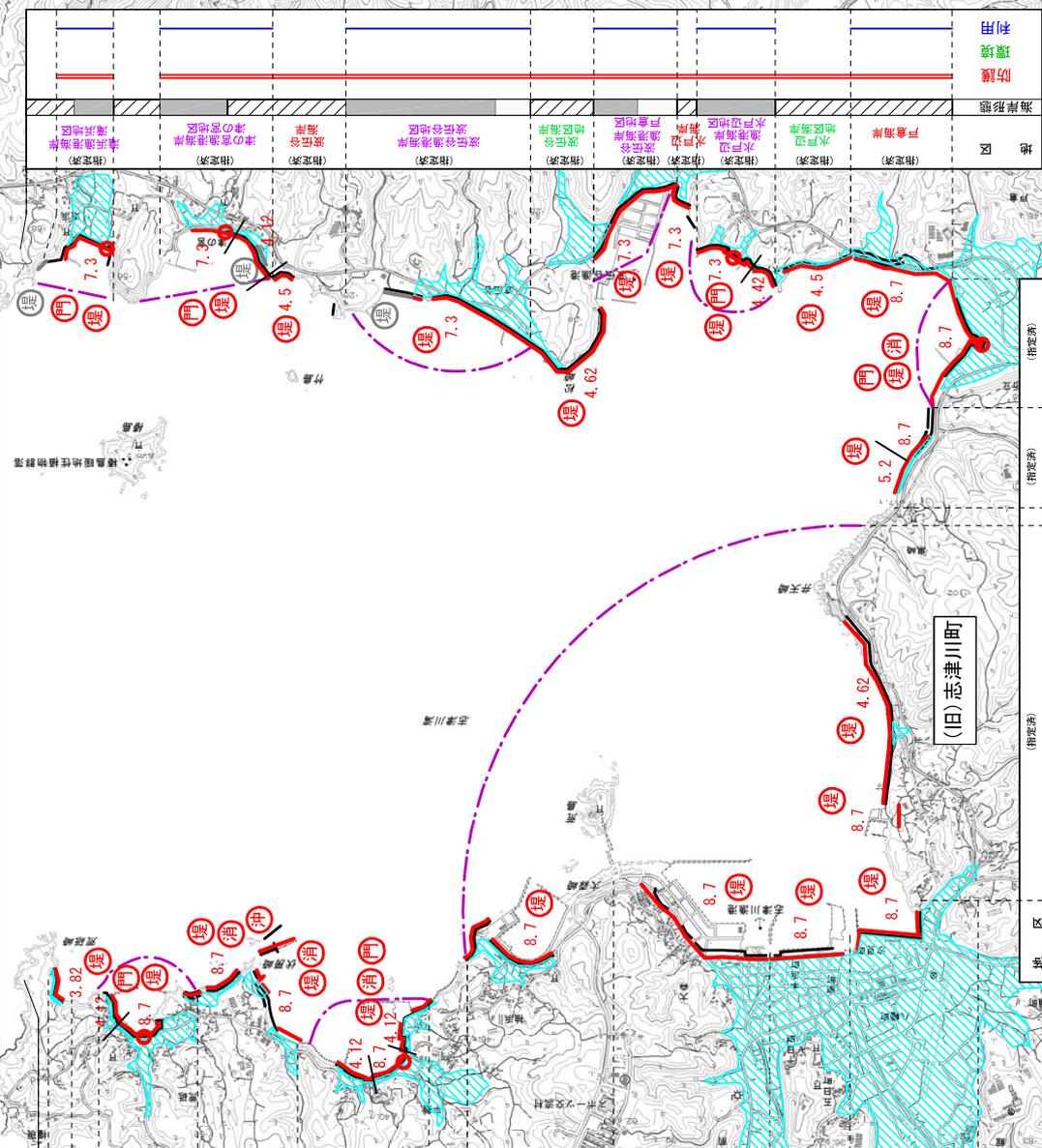
計画施設

- 沖合施設
- 堤防・護岸・胸壁
- 消波施設
- 防潮・潮止水門
- 突堤
- 計画堤防高 (I.P.m) 7.2

備考:

- 海岸保全施設
- 現況
- 計画施設

(指定済) 荒砥漁港海岸 荒砥地区	(指定済) 荒砥海岸	(指定済) 平磯漁港海岸 平磯地区	(指定済) 大森袖浜地区	(指定済) 志津川漁港海岸 大森地区	(指定済) 港町地区	(指定済) 大久保・汐見地区	地区
海岸形態							防護 環境 利用



以下については全域で推進する。
防護: 防災対策の推進に努める。
防護: 自然景観の保全に配慮する。
環境: 漁業の保全・適政を図る。
利用: 漁業利用との調和を図る。

整備箇所整理表【三陸-10】

市町村名	二丁目以下指定区域名	海岸線全域指定区域名	海岸名 (地域名・字名や一般的な名称)	所管 (管理)	1. 海岸の特性	2 防波堤・堤防 (堤防等の高さ・基準面(T.P.))			3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域に配慮する事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
						津波・高潮・波浪 (旧計画高)	津波・高潮・波浪 (新計画高)	津波・高潮・波浪 (旧計画高)	侵害	防波堤	津波					
茨城県	荒浜地区海岸	○	荒浜地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後地は農地が主である。新たな堤防、船着き場の整備が必要。 背後地は農地が主である。新たな堤防整備が必要。	-	3.82 (3.82)	3.82 (3.82)	3.82 (3.82)	● ○ ○	● ○ ○	天端高T.P.+3.82mの堤防を整備する。	・漁業者との調整に配慮する。	・修繕方法については、復旧状況において、復旧状況に留意する。また、台風等の波浪の後は、護岸や船揚場の状況、根固めのブロックの高さを確認する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。		
茨城県	草壁海岸 荒浜地区	○	草壁海岸 荒浜地区	水産庁 (宮城県)	海岸施設が整備され、背後は道路、家屋が分布する。新たな堤防整備が必要。	8.70	4.12 (4.12)	4.12 (4.12)	4.12 (4.12)	● ○ ○	● ○ ○	天端高T.P.+4.12m、+8.70mの堤防、胸壁、水門を整備する。	・漁業者との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。		
茨城県	荒浜海岸	○	荒浜海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	堤防海岸で、背後は農地、家屋が分布し、今後復旧予定。既設堤防は震災で壊損したため、新たな堤防の整備が必要。	8.70	4.50 (4.50)	4.50 (4.50)	4.50 (4.50)	● ○ ○	● ○ ○	天端高T.P.+8.70mの堤防、胸壁、水門を整備する。	・漁業者との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。		
茨城県	平塚海岸 平塚地区	○	平塚海岸 平塚地区	水産庁 (宮城県)	一般漁港施設が整備される漁港海岸。地先は養殖に利用されている。新たな堤防整備が必要。	8.70	4.12 (4.12)	4.12 (4.12)	4.12 (4.12)	● ○ ○	● ○ ○	天端高T.P.+4.12m、+8.70mの堤防、胸壁、水門を整備する。	・漁業者との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。		
茨城県	志津川漁港海岸 大森地区	○	志津川漁港海岸 大森地区	水産庁 (宮城県)	前浜の利用として海浜公園及び人工海浜が復旧され予定。その利用及び漁業者の避難の確保を目的とし、新たな堤防整備が必要。	8.70	4.62 (4.62)	4.62 (4.62)	4.62 (4.62)	● ○ ○	● ○ ○	天端高T.P.+8.70mの堤防を整備する。	・景観保全に努めるとともに、多面的な海岸利用形態間の調整を図る。 ・観光客が多いため、アクセスの確保に配慮する。 ・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。		
茨城県	志津川漁港海岸 大森地区	○	志津川漁港海岸 大森地区	水産庁 (宮城県)	人家は基本的に高台移転するが、漁港背後では既に水産関係業種が建設されている。また、区画整理事業によるまちづくりの土地利用計画に併せ新たな堤防整備が必要。	8.70	4.62 (4.62)	4.62 (4.62)	4.62 (4.62)	● ○ ○	● ○ ○	天端高T.P.+8.70mの堤防を整備する。	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。		
茨城県	志津川漁港海岸 大森地区	○	志津川漁港海岸 大森地区	水産庁 (宮城県)	人家は基本的に高台移転するが、区画整理事業によるまちづくりの土地利用計画に併せ新たな堤防整備が必要。	8.70	4.62 (4.62)	4.62 (4.62)	4.62 (4.62)	● ○ ○	● ○ ○	天端高T.P.+8.70mの堤防を整備する。	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。		
茨城県	志津川漁港海岸 林地区	○	志津川漁港海岸 林地区	水産庁 (宮城県)	背後には、震災記念公園及び緑地公園の整備が予定されており、その計画に伴って新たな堤防整備が必要。	8.70	4.62 (4.62)	4.62 (4.62)	4.62 (4.62)	● ○ ○	● ○ ○	天端高T.P.+4.62m、+8.70mの堤防、堤防を整備する。	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。		
茨城県	黒崎海岸	○	黒崎海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	海岸で背後は道路。既設堤防は震災により沈下しているため、新たな堤防の整備が必要。	8.70	5.20 (5.20)	5.20 (5.20)	5.20 (5.20)	● ○ ○	● ○ ○	天端高T.P.+5.20mの堤防、水門を整備する。	・漁業者との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。		
茨城県	折立海岸 折立地区	○	折立海岸 折立地区	水産庁 (宮城県)	海岸施設が整備され、背後は農地、道路、加工工場を復旧する予定。新たな堤防の整備が必要。	8.70	5.12 (5.12)	5.12 (5.12)	5.12 (5.12)	● ○ ○	● ○ ○	天端高T.P.+8.70mの堤防、水門を整備する。	・漁業者との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。		
茨城県	戸倉海岸	○	戸倉海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	折立川河口に位置する海岸で背後は農地、家屋が分布している。震災は移転予定だが、農地は復旧予定。地先は折立干預干預として利用されている。既設堤防は震災により破壊されたため、新たな堤防の整備が必要。	8.70	4.50 (4.50)	4.50 (4.50)	4.50 (4.50)	● ○ ○	● ○ ○	天端高T.P.+8.70mの堤防を整備する。	・漁業者との調整に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。 ・復旧後の定期点検を1回、適切な維持・修繕を行う。		
茨城県	水戸辺地区海岸	○	水戸辺地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後地は農地である。新たな堤防の整備が必要。	-	4.50 (4.50)	4.50 (4.50)	4.50 (4.50)	● ○ ○	● ○ ○	天端高T.P.+4.50mの堤防を整備する。	・漁業者との調整に配慮する。	・修繕方法については、復旧状況において、復旧状況に留意する。また、台風等の波浪の後は、護岸の状況や根固めのブロックの高さを確認する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		

整備箇所整理表【三陸-10】

市町村名	海岸保全区域指定	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理業者)	1. 海岸の特性	2. 防波水準 (堤防等の高さ・基準面T.P.)		3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・波浪 (旧計画高 (堤防施設高))	津波・高潮・波浪 (新計画防高 (新計画防高))	侵害 新計画高 基準施設高	防風	環境					
南三陸町 (旧三陸町)	○	水戸辺海岸 水戸辺地区	水産庁 (南三陸町)	漁港施設が整備され、背後は農地、家屋となつてい る。新たな堤防整備が必要。	4.42 (4.42)	7.30	4.42	● ● ○	● ● ○	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○波浪に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+4.42m、+7.30 mの堤防、湧き水 水門を整備する。	堤防 L=377m(T.P.+4.42m) 水門 1基	・施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・事後は緊急で分布していることから、一般利用にも留意し た監視を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・事後は緊急で分布していることから、一般利用にも留意し た監視を行う。
	○	水戸辺海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	背後は農地が主で、林地及び家屋が分布していた。 家屋は移転するが、林地は復旧予定。農政で施設設 計は流失したため、新たな堤防の整備が必要。	4.60 (4.60)	7.30	-	● ○	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+7.30mの堤防 を整備する。	堤防 L=71m		・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・事後は緊急で分布していることから、一般利用にも留意し た監視を行う。	
	○	波佐谷海岸 戸倉地区	水産庁 (宮城県)	背後に防災集団移転促進事業で整備される地帯を 連絡する道路が新たに整備され、その道路計画と併 せ新たな堤防整備が必要。	4.62 (4.62)	7.30	-	● ○	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○波浪に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+7.30mの堤防 を整備する。	堤防 L=72m	・漁港施設の利用に配慮する。		・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・事後は緊急で分布していることから、一般利用にも留意し た監視を行う。
	○	波佐谷地区海岸 (戸倉)	農林振興局 (宮城県)	海岸で、背後は農地が主で林地が含まれる。新 たな堤防の整備が必要。	4.62 (4.62)	-	4.62	● ○	○波浪に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+4.62mの堤防 を整備する。	護岸 L=649m			・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・事後は緊急で分布していることから、一般利用にも留意し た監視を行う。
	○	波佐谷海岸 波佐谷地区	水産庁 (宮城県)	背後に防災集団移転促進事業で整備される地帯を 連絡する道路が新たに整備され、その道路計画と併 せ新たな堤防整備が必要。	4.62 (4.62)	7.30	-	● ○	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○波浪に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+7.30mの堤防 を整備する。	堤防 L=788m	・漁港施設の利用に配慮する。		・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・事後は緊急で分布していることから、一般利用にも留意し た監視を行う。
	○	波佐谷海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	大部分が海岸で、背後は道路、家屋が分布してい た。震災により、被災した家屋は移転する。既設堤防 の低下及び一部破損が発生したため、堤防の補修が 必要。	4.50 (4.50)	-	4.50	● ○	○波浪に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+4.50mの堤防 を整備する。	護岸 L=110m			・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・事後は緊急で分布していることから、一般利用にも留意し た監視を行う。
	○	津の宮海岸 津の宮地区	水産庁 (南三陸町)	漁港施設、海岸からなり、背後に集落が分布する。 新たな堤防整備が必要。	4.12 (4.12)	7.30	4.12	● ● ○	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○波浪に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+4.12m、+7.30 mの堤防、水門を 整備する。	護岸 L=441m(T.P.+4.12 m) 堤防 L=884m(T.P.+7.30 m) 水門 1基			・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・事後は緊急で分布していることから、一般利用にも留意し た監視を行う。
	○	津の宮海岸 津の宮地区	水産庁 (南三陸町)	漁港施設、海岸からなり、背後に集落が分布する。 新たな堤防整備が必要。	5.12 (5.12)	7.30	-	● ○	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○波浪に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+7.30mの護 岸、堤防、水門を整備す る。	護岸 堤防 L=315m 水門 2基	・漁港施設の利用に配慮する。		・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に 1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・事後は緊急で分布していることから、一般利用にも留意し た監視を行う。

環境: 防風対策: ●津波対策、○波浪など
防風対策: ●津波対策、○波浪など
△防風対策等
●: 環境に配慮が必要
○: 一般的な配慮が必要
●: 環境に配慮が必要
○: 一般的な配慮が必要

施設整備計画図

沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県南三陸町・石巻市

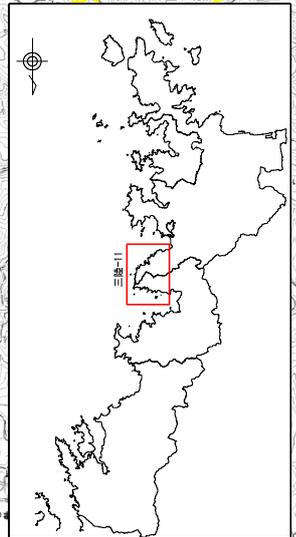
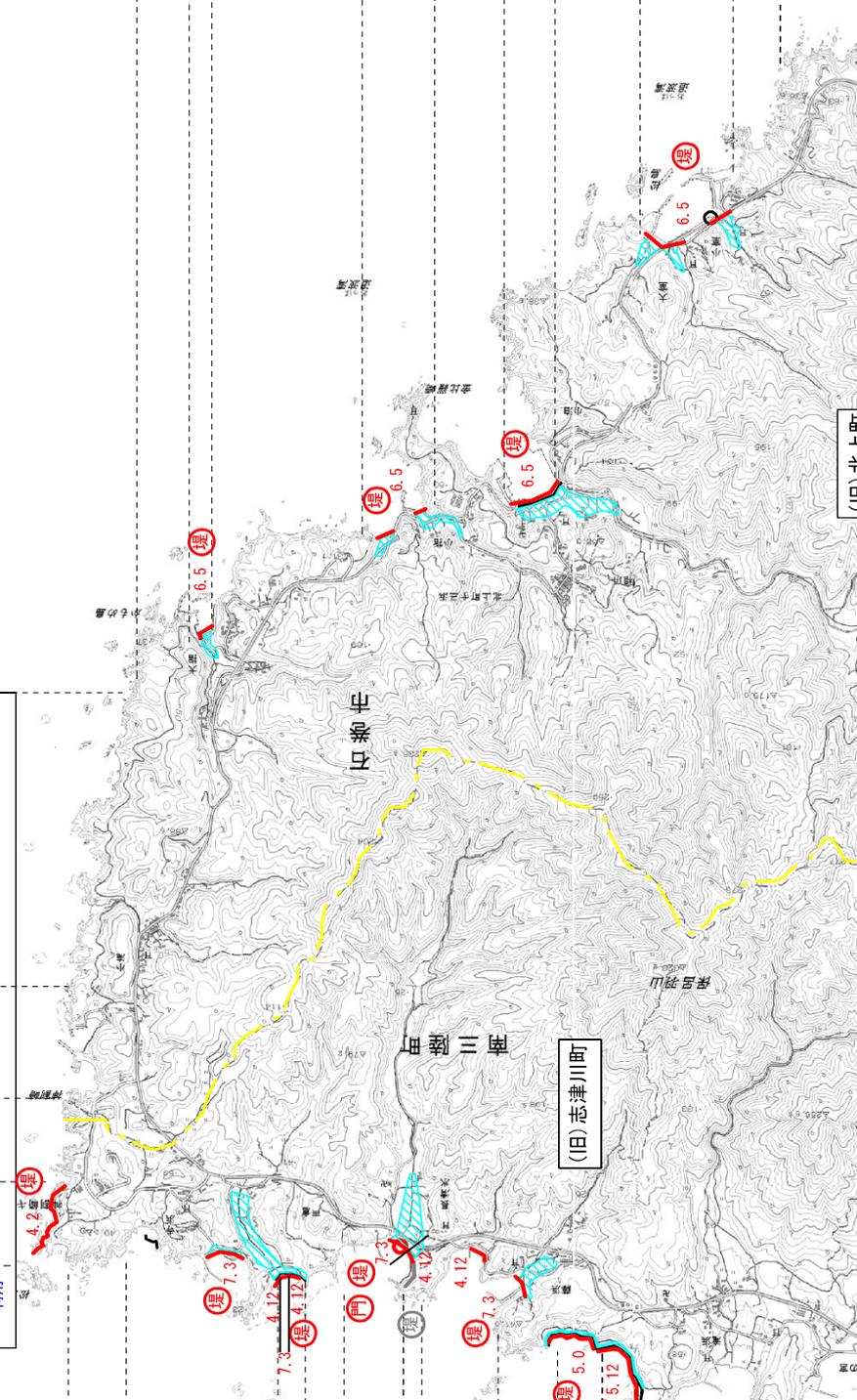
S=1:25,000
0 500 1000 (m)



地区	(指定済) 寺浜海岸	北上漁港海岸
海岸形態		
防護		
環境		
利用		

地区	(指定済) 寺浜漁港海岸 寺浜地区	(指定済) 寺浜地区海岸	(指定済) 長清水漁港海岸 長清水地区	(指定済) 藤浜漁港海岸 藤浜地区	(指定済) 港浜地区海岸 港浜地区
海岸形態					
防護					
環境					
利用					

海岸形態	北上漁港海岸 港浜地区	大地区 (指定済)	相川地区 小指地区 (指定済)	北上漁港海岸 相川地区 (指定済)	大地区 (指定済)	寺浜海岸 港浜地区
防護						
環境						
利用						



以下については全域で推進する。
 防護：防災対策の推進に努める。
 防護：自然景観の保全に配慮する。
 利用：漁業利用との調和を図る。

防護 海岸保全施設(現況)
 海岸保全施設の種類
 堤防
 護岸
 突堤
 離岸堤
 消波堰(工)
 人工リーフ
 人
 胸壁
 水門
 重要施設
 受益地域

利用 港浜漁港区域
 砂浜
 その他

計画施設
 沖合施設
 堤防・護岸・胸壁
 消波施設
 防波・消波門
 突堤

赤色：海岸保全施設
 灰色：港山施設

7.2 計画堤防高 (T.P.m)

整備箇所整理表【三陸一11】

市町村名	海岸線 全区域 指定 区分	海岸名 (地名・字名や 一般的な呼称)	所管 (管理業者)	1.海岸の特性	2 防波水準 (堤防等の高さ・遡進面T.P.)		3 海岸で特に必要な観 点			4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・波浪 (旧計画高 (旧計画設置))	津波・高潮・波浪 (新計画高 (新計画設置))	侵害 整備施設名	防波 津波 高潮	環境 利用 侵害 高潮					
三陸 県 宮城郡 田代町 川	○	海岸地区海岸	農村振興局 (宮城県)	背後は農地が主で林地在り。新たな堤防、給排水施設の整備が必要。	5.12 (5.12)	-	5.12	●	○	○	農地高T.P.+5.12mの護岸を整備する。	護岸 L=40m	・海岸管理において、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根固めアロップの飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・護岸は常時点検である。日常巡視に際しては、護岸の開閉における支障物等に留意する。	
	○	藤浜地区海岸	農村振興局 (宮城県)	背後は農地が主で、林地在り。新たな堤防の整備が必要。	5.00 (5.00)	-	5.00	●	○	○	農地高T.P.+5.00mの護岸を整備する。	護岸 L=115m (藤浜Ⅰ) 護岸 L=233m (藤浜Ⅱ)	・海岸管理において、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根固めアロップの飛散等に留意する。生体の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・護岸は常時点検である。日常巡視に際しては、護岸の開閉における支障物等に留意する。	
	○	藤浜海岸 藤浜地区	水産庁 (第三総局)	漁業施設、唐海岸からなる。背後は集落が分布する。新たな堤防整備が必要。	4.12 (-)	7.30	4.12	●	○	○	農地高T.P.+4.12、+7.30mの護岸、堤防を整備する。	護岸 L=100m(T.P.+4.12m) 堤防 L=150m (T.P.+7.30m)	・海岸管理において、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根固めアロップの飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・護岸は常時点検である。日常巡視に際しては、護岸の開閉における支障物等に留意する。	
	○	長湊水産漁港 長湊水産地区	水産庁 (第三総局)	漁業施設、唐海岸からなる。背後は集落が分布する。新たな堤防整備が必要。	4.12 (-)	7.30	4.12	●	○	○	農地高T.P.+4.12m、+7.30mの護岸、堤防、水門を整備する。	護岸 L=60m(T.P.+4.12) 堤防 L=288m(T.P.+7.30) 水門 1基	・海岸管理において、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根固めアロップの飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・護岸は常時点検である。日常巡視に際しては、護岸の開閉における支障物等に留意する。	
	○	寺浜海岸 寺浜地区	水産庁 (第三総局)	漁業施設、唐海岸からなる。背後は集落が分布する。新たな堤防整備が必要。	4.12 (-)	7.30	-	●	○	○	農地高T.P.+7.30mの堤防を整備する。	堤防 L=200m	・海岸管理において、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根固めアロップの飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・護岸は常時点検である。日常巡視に際しては、護岸の開閉における支障物等に留意する。	
	○	寺浜地区海岸	農村振興局 (宮城県)	海岸で、背後は農地が主で林地在り。新たな堤防整備が必要。	4.12 (4.12)	7.30	4.12	●	○	○	農地高T.P.+4.12m、+7.30mの護岸を整備する。	護岸 L=133.8m (T.P.+4.12m) 護岸 L=97.2m(T.P.+7.30m)	・海岸管理において、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根固めアロップの飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・護岸は常時点検である。日常巡視に際しては、護岸の開閉における支障物等に留意する。	
	○	寺浜海岸	水産庁 国土保全局 (宮城県)	面瀬の砂浜海岸。背後は林地在り。キャンブ場が位置していた。	4.20 (-)	-	4.20	●	○	○	農地高T.P.+4.20mの護岸を整備する。	護岸 L=300m	・海岸管理において、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根固めアロップの飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・護岸は常時点検である。日常巡視に際しては、護岸の開閉における支障物等に留意する。	
	○	北上漁港海岸 大岩地区	水産庁 (石巻市)	漁業施設と唐海岸からなり、背後に水深防護施設等が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	4.12 (-)	6.50	-	●	○	○	農地高T.P.+6.50mの堤防を整備する。	堤防 L=100m	・海岸管理において、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根固めアロップの飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・護岸は常時点検である。日常巡視に際しては、護岸の開閉における支障物等に留意する。	
	○	北上漁港海岸 小岩地区	水産庁 (石巻市)	漁業施設と唐海岸からなり、海岸背後に道路、水産関連施設等が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	-	6.50	-	●	○	○	農地高T.P.+6.50mの堤防を整備する。	堤防 L=150m	・海岸管理において、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根固めアロップの飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・護岸は常時点検である。日常巡視に際しては、護岸の開閉における支障物等に留意する。	
	○	北上漁港海岸 相川地区	水産庁 (石巻市)	主に漁港施設が整備され、背後は道路、農地、水産関連施設等が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	4.12 (4.12)	6.50	-	●	○	○	農地高T.P.+6.50mの堤防を整備する。	堤防 L=260m	・海岸管理において、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根固めアロップの飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・護岸は常時点検である。日常巡視に際しては、護岸の開閉における支障物等に留意する。	
○	北上漁港海岸 大岩地区	水産庁 (石巻市)	主に漁港施設が整備され、背後は道路、農地、水産関連施設等が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	4.12 (-)	6.50	-	●	○	○	農地高T.P.+6.50mの堤防を整備する。	堤防 L=300m	・海岸管理において、日常巡視においては、侵食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や根固めアロップの飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・護岸は常時点検である。日常巡視に際しては、護岸の開閉における支障物等に留意する。		

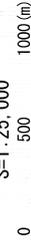
防波対策：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、
 環境：△配慮が必要、○配慮不要
 利用：◎対応、○対応、□対応

施設整備計画図

沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県石巻市

S=1:25,000



防 護

- 海岸保全施設（現況）
- 海岸保全施設の種別
- 堤 防
- 護 岸
- 突 堤
- 離 岸堤
- 消 波堤（工）
- 人 工リーフ
- 胸 壁
- 水 門
- 重要施設
- 受益地域

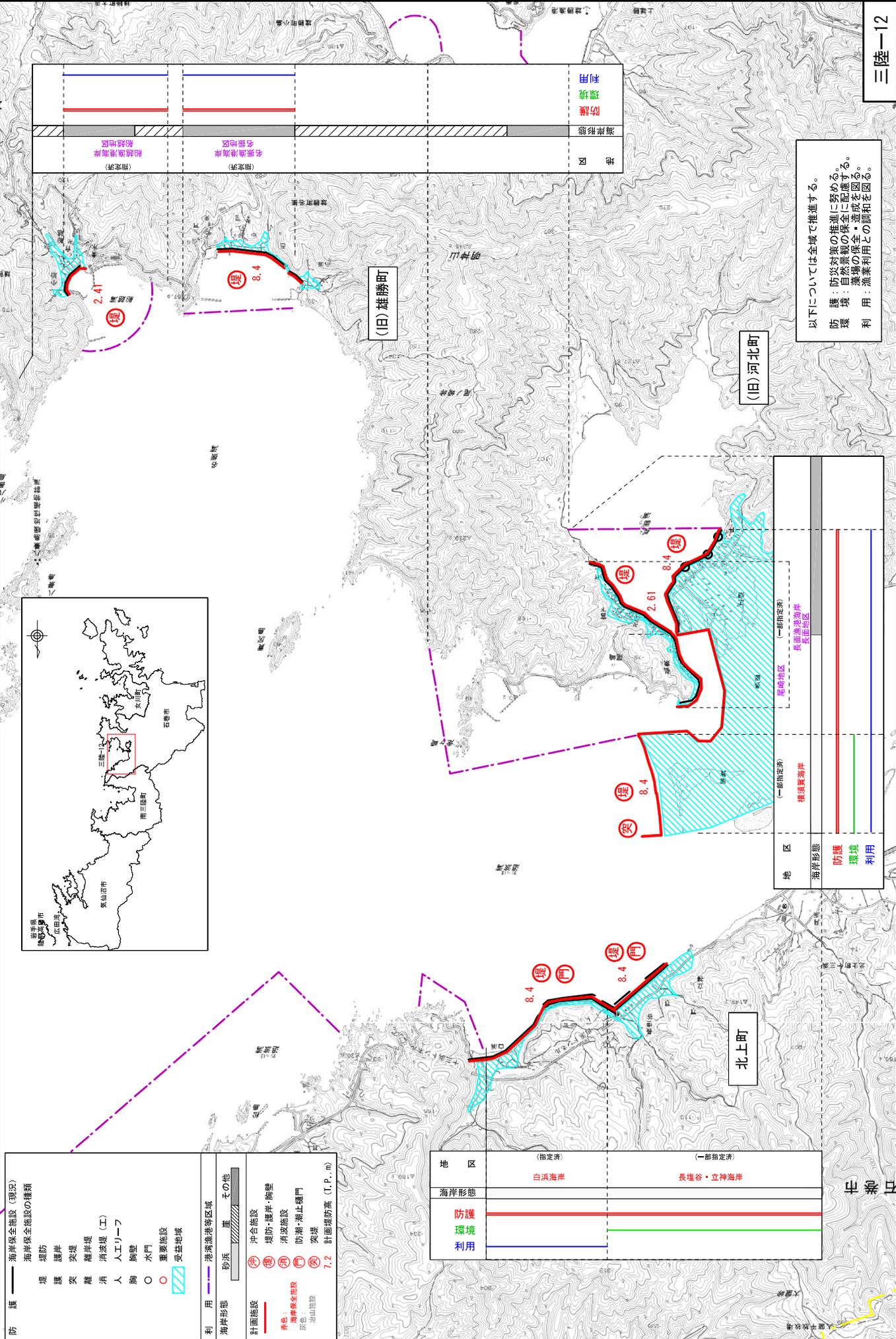
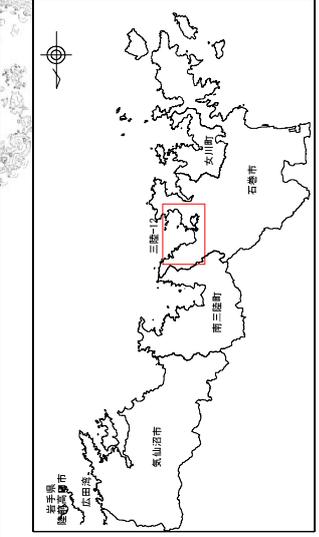
利 用

- 港湾漁港等区域
- 砂浜
- その他

計画施設

- 沖合施設
- 堤防・護岸・胸壁
- 消波施設
- 防波・潮止樋門
- 突堤
- 計画堤防高（I.P.m）7.2

赤色：海岸保全施設
灰色：治山施設



地 区	(指定済)	(一部指定済)
海岸形態	白浜海岸	長塩谷・立神海岸
防 護	—	—
環 境	—	—
利 用	—	—

地 区	(一部指定済)	(一部指定済)	(一部指定済)
海岸形態	長塩谷海岸	長塩谷・立神海岸	長塩谷海岸
防 護	—	—	—
環 境	—	—	—
利 用	—	—	—

地 区	(指定済)	(指定済)	(指定済)
海岸形態	船越海岸	船越海岸	船越海岸
防 護	—	—	—
環 境	—	—	—
利 用	—	—	—

以下については全域で推進する。
防 護：防災対策の推進に努める。
環 境：自然景観の保全に配慮する。
利 用：漁業利用との調和を図る。

整備箇所整理表【三陸-12】

市町村名	海岸保護区域指定	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2 防衛水準 (堤防等の高さ・基準面T.P.)		3 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮 (想定高潮位) 4.50 (4.50)	津波・高潮 (想定高潮位) 8.40	侵害 新設・高潮 整備施設名	防衛 津波・高潮	環境 侵食					
石巻市(旧)北郷町	○	白石海岸	水管理 国土保全局 (宮城県)	砂浜海岸で小川が流入する。地元住民から海水浴場としての機能確保を要望されており、海水浴場の利用に配慮する必要がある。背後には国道がある。被災により新たな堤防の整備が必要。	4.50 (4.50)	8.40	-	●	●	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○海水浴場の利用に配慮する。	堤防 L=125.1m 水門 2基	・海水浴場として利用されることから、背後地からの海浜へのアクセスに配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・回廊の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・高潮時の浸水防止を目的として、特に構造物のフックや接合部等に必要となる鋼材・溶接等を良好な状態で維持し、適切な点検・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、砂浜の地形変化状況を監視するとともに、水門、吐ロアートの稼働及び水溜の理整にも留意する。	
石巻市(旧)北郷町	○	長谷 立海海岸	水管理 国土保全局 (宮城県)	北上川河口に位置する砂浜海岸で、砂丘・砂丘が侵食し、背後には国道がある。被災により新たな堤防の整備が必要。	4.50 (4.50)	8.40	-	●	●	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○砂丘・高潮の保全に配慮する。	堤防 L=605m 水門 2基	・海岸清掃、海岸環境の調査等について、情報の遅れ・滞りを防ぐことにより、被害の拡大を防止する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・回廊の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・高潮時の浸水防止を目的として、特に構造物のフックや接合部等に必要となる鋼材・溶接等を良好な状態で維持し、適切な点検・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、水門、吐ロアートの稼働及び水溜の理整にも留意する。	
石巻市(旧)北郷町	○	横須賀海岸	水管理 国土保全局 (宮城県)	北上川河口に位置する砂浜海岸で、砂丘・砂丘が侵食し、背後には国道がある。被災により新たな堤防の整備が必要。	3.00 (3.00)	8.40	突堤	●	●	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○砂丘・高潮の保全に配慮する。	堤防 L=613m 突堤 1基	・砂浜の保全に配慮するとともに、背後地と一体として利用することから、背後地から海浜へのアクセスを確保することから、背後地からの海浜へのアクセスを確保することから、背後地の保全に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・回廊の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・高潮時の浸水防止を目的として、特に構造物のフックや接合部等に必要となる鋼材・溶接等を良好な状態で維持し、適切な点検・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、水門、吐ロアートの稼働及び水溜の理整にも留意する。	
石巻市(旧)北郷町	○	長瀬海岸	水産庁 (石巻市)	長瀬浦内に位置する。背後に玉野が侵食し、潮干狩り場となっている。背後は道路、農地、水産関連施設が密集している。被災により新たな堤防の整備が必要。	2.61 (2.64)	8.40	-	●	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	堤防 L=2,372m	・漁業関係者の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・回廊の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・高潮時の浸水防止を目的として、特に構造物のフックや接合部等に必要となる鋼材・溶接等を良好な状態で維持し、適切な点検・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、水門、吐ロアートの稼働及び水溜の理整にも留意する。	
石巻市(旧)北郷町	○	長瀬海岸 尾崎地区	水産庁 (石巻市)	長瀬浦内に位置する。背後は道路、家屋(水産関係)などとして利用が分散し、その背後は林地、被災により新たな堤防の整備が必要。	2.61 (2.61)	-	2.61	●	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	堤防 L=1,177m	・漁業関係者の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・回廊の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・高潮時の浸水防止を目的として、特に構造物のフックや接合部等に必要となる鋼材・溶接等を良好な状態で維持し、適切な点検・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、水門、吐ロアートの稼働及び水溜の理整にも留意する。	
石巻市(旧)北郷町	○	各務川海岸 名張地区	水産庁 (石巻市)	各務川が流入する。背後に道路、水産関係施設が密集している。被災により新たな堤防の整備が必要。	3.31 (3.30)	8.40	-	●	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	堤防、胸壁 L=943m	・漁業関係者の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・回廊の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・高潮時の浸水防止を目的として、特に構造物のフックや接合部等に必要となる鋼材・溶接等を良好な状態で維持し、適切な点検・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、水門、吐ロアートの稼働及び水溜の理整にも留意する。	
石巻市(旧)北郷町	○	船越海岸 船越地区	水産庁 (石巻市)	船越川が流入する。背後に道路、水産関係施設が密集している。被災により新たな堤防の整備が必要。	2.41 (2.40)	-	2.41	●	●	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	堤防、胸壁 L=718m	・漁業関係者の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・回廊の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・高潮時の浸水防止を目的として、特に構造物のフックや接合部等に必要となる鋼材・溶接等を良好な状態で維持し、適切な点検・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、水門、吐ロアートの稼働及び水溜の理整にも留意する。	

防衛対応: ●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、
 観測点: ●観測点あり、○観測点なし
 環境に配慮が必要: ●必要、○不要
 一般的に配慮が必要: ●必要、○不要
 防衛対応: ●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、
 環境に配慮が必要: ●必要、○不要
 一般的に配慮が必要: ●必要、○不要

施設整備計画図

沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県石巻市

S=1:25,000



防護

—— 海岸保全施設（現況）

—— 海岸保全施設の種別

堤 護岸

突 護岸堤

消 波堤（工）

人 工リーフ

胸 壁

○ 水門

○ 重要施設

○ 受益地域

—— 海岸保全施設

—— 防波堤

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

—— 砂浜

—— その他

—— 沖合施設

—— 堤防・護岸・胸壁

—— 消波施設

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

利用

—— 海岸保全施設（現況）

—— 海岸保全施設の種別

堤 護岸

突 護岸堤

消 波堤（工）

人 工リーフ

胸 壁

○ 水門

○ 重要施設

○ 受益地域

—— 海岸保全施設

—— 防波堤

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

—— 砂浜

—— その他

—— 沖合施設

—— 堤防・護岸・胸壁

—— 消波施設

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

海岸形態

—— 海岸保全施設（現況）

—— 海岸保全施設の種別

堤 護岸

突 護岸堤

消 波堤（工）

人 工リーフ

胸 壁

○ 水門

○ 重要施設

○ 受益地域

—— 海岸保全施設

—— 防波堤

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

—— 砂浜

—— その他

—— 沖合施設

—— 堤防・護岸・胸壁

—— 消波施設

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

地区

—— 海岸保全施設（現況）

—— 海岸保全施設の種別

堤 護岸

突 護岸堤

消 波堤（工）

人 工リーフ

胸 壁

○ 水門

○ 重要施設

○ 受益地域

—— 海岸保全施設

—— 防波堤

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

—— 砂浜

—— その他

—— 沖合施設

—— 堤防・護岸・胸壁

—— 消波施設

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

海岸形態

—— 海岸保全施設（現況）

—— 海岸保全施設の種別

堤 護岸

突 護岸堤

消 波堤（工）

人 工リーフ

胸 壁

○ 水門

○ 重要施設

○ 受益地域

—— 海岸保全施設

—— 防波堤

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

—— 砂浜

—— その他

—— 沖合施設

—— 堤防・護岸・胸壁

—— 消波施設

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

海岸形態

—— 海岸保全施設（現況）

—— 海岸保全施設の種別

堤 護岸

突 護岸堤

消 波堤（工）

人 工リーフ

胸 壁

○ 水門

○ 重要施設

○ 受益地域

—— 海岸保全施設

—— 防波堤

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

—— 砂浜

—— その他

—— 沖合施設

—— 堤防・護岸・胸壁

—— 消波施設

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

海岸形態

—— 海岸保全施設（現況）

—— 海岸保全施設の種別

堤 護岸

突 護岸堤

消 波堤（工）

人 工リーフ

胸 壁

○ 水門

○ 重要施設

○ 受益地域

—— 海岸保全施設

—— 防波堤

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

—— 砂浜

—— その他

—— 沖合施設

—— 堤防・護岸・胸壁

—— 消波施設

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

海岸形態

—— 海岸保全施設（現況）

—— 海岸保全施設の種別

堤 護岸

突 護岸堤

消 波堤（工）

人 工リーフ

胸 壁

○ 水門

○ 重要施設

○ 受益地域

—— 海岸保全施設

—— 防波堤

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

—— 砂浜

—— その他

—— 沖合施設

—— 堤防・護岸・胸壁

—— 消波施設

—— 防波堤・消波堤

—— 突堤

—— 計画堤防高（I.P.m）

地区	海岸形態	防護	環境	利用
(指定) 雄勝海岸 大浜地区	雄勝海岸 大浜地区	雄勝海岸 大浜地区	雄勝海岸 大浜地区	雄勝海岸 大浜地区
(指定) 雄勝海岸 大浜地区	雄勝海岸 大浜地区	雄勝海岸 大浜地区	雄勝海岸 大浜地区	雄勝海岸 大浜地区
(指定) 雄勝海岸 大浜地区	雄勝海岸 大浜地区	雄勝海岸 大浜地区	雄勝海岸 大浜地区	雄勝海岸 大浜地区

以下については全域で推進する。
 防護：防災政策の推進に努める。
 環境：自然環境の保全に配慮する。
 利用：漁業利用との調和を図る。



整備箇所整理表【三陸-13】

市町村名	ユニティ番号	海岸保護区域指定	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1.海岸の特性	2 防波火壁 (堤防等の高さ・高潮面T.P.)			3.海岸で特に必要な観測点			4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
						津波・高潮・波浪 (旧計画高) (新計画設置)	津波・高潮 計画堤防高	新計画高 新計画設置	侵害	防波	環境					
石巻市 (旧雄勝町)	雄勝海岸 (大浜地区)	○	雄勝海岸 荒地区	水産庁 (石巻市)	砂浜海岸で、海水浴場として利用される。背後には、防潮堤の取壊し等があり、また海水浴施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	821 (510)	8.40	-	●	●	●	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○海岸へのアクセス、安全性の確保に配慮する。	天端高T.P.+8.40mの堤防を整備する。	堤防 L=318m	海水浴場利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場であるため、日常巡視に際しては、特に利用者の安全に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ゲートの稼働及び水陸の留意に留意する。
						-	6.40	-	○	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。	堤防 L=40m	漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。	
						-	6.40	-	○	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。	堤防 L=150m	漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。	
						-	6.40	-	○	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。	堤防 L=60m	漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。	
						-	6.40	-	○	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。	堤防 L=60m	漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。	
						-	6.40	-	○	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。	堤防 L=60m	漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。	
						3.11 (1)	6.40	-	○	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの堤防を整備する。	堤防 L=100m	漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。	
						4.90 (4.90)	6.40	-	○	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○港利用との調整に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの護岸、胸壁、水門を整備する。	護岸、胸壁 L=87m 水門	港湾施設の利用に配慮する。	漁業利用されている区域であり、陸間が設置されているため、日常巡視や臨時点検に際しては、構造物の破損や陸間閉鎖における支障発生や利用者の安全に留意するとともに、吐口ゲートの稼働及び水陸の留意を監視する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
						5.90 (5.90)	6.40	-	○	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○港利用との調整に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの護岸、胸壁、水門を整備する。	護岸、胸壁 L=92m 水門	港湾施設の利用に配慮する。	漁業利用されている区域であり、陸間が設置されているため、日常巡視や臨時点検に際しては、構造物の破損や陸間閉鎖における支障発生や利用者の安全に留意するとともに、吐口ゲートの稼働及び水陸の留意を監視する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

防波対応: ●津波対策、○優良などの海岸保全対策、
 観測: ●特に配慮が必要 △感守点検等
 環境対応: ◎一般的な配慮が必要
 利用対応: □

整備箇所整理表【三陸一14】

市町村名	海岸線全区域指定指定区分	海岸名 (地名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1.海岸の特性	2 防波水準 (堤防等の高さ・高潮面T.P.)			3 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・波浪 (観測施設設置)	浪高・高潮 (観測施設設置)	津波・高潮・波浪 (観測施設設置)	侵害	防風	防食					
五 五 五 市 市 市 (田 津 鹿 鹿 鹿 鹿 鹿 鹿 鹿 鹿 鹿 鹿) 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	○	小島漁港海岸 小島地区	水産庁 (石巻市)	漁港施設が整備され、背後に道路、水産関係施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	3.60 (3.60)	6.40	-	● ○	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの堤防、胸壁を整備する。	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアップの稼働及び水路の点検に留意する。		
	○	越前海岸 小島地区	港湾局 (宮城県)	背後に道路が分布する。震災により堤防は被災しており背後地利用計画に併せて整備が必要。	5.40 (5.40)	6.40	-	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○遊覧業に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの護岸を整備する。	護岸 L=48m	・漁港施設の利用に配慮する。	・道路の直立壁であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、堤防前面の侵食や堤体のクラックや破損・沈下に関する点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアップの稼働及び水路の点検に留意する。		
	○	明海海岸 明神地区	水産庁 (石巻市)	漁港施設が整備され、背後に道路、水産関係施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	3.61 (3.60)	6.40	-	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=922m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアップの稼働及び水路の点検に留意する。		
	○	越前海岸 (伊勢野・明神地区)	港湾局 (宮城県)	背後に道路が分布する。震災により堤防は被災しており背後地利用計画に併せて整備が必要。	5.90 (5.90)	9.70	-	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○遊覧業に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの護岸、水門を整備する。	護岸 L=630m 水門	・漁港施設の利用に配慮する。	・道路の直立壁であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、堤防前面の侵食や堤体のクラックや破損・沈下に関する点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアップの稼働及び水路の点検に留意する。		
	○	越前海岸 上越前地区	水産庁 (宮城県)	漁港施設が整備され、背後に道路、水産関係施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	4.11 (4.11)	9.70	-	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの堤防、胸壁を整備する。	堤防 L=721m 胸壁 L=628m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアップの稼働及び水路の点検に留意する。		
	○	越前海岸 船子地区	水産庁 (宮城県)	漁港施設が整備され、背後に道路、水産関係施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	4.11 (4.11)	9.70	-	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○遊覧業に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの堤防、胸壁を整備する。	堤防 L=641m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアップの稼働及び水路の点検に留意する。		
	○	越前海岸 船子地区	港湾局 (宮城県)	背後に道路が分布する。震災により堤防は被災しており背後地利用計画に併せて整備が必要。	4.90 (4.90)	9.70	-	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○遊覧業に配慮する。	天端高T.P.+9.70mの護岸、胸壁を整備する。	護岸 L=987m	・漁港施設の利用に配慮する。	・漁業利用されている箇所であり、閉鎖が設定されていると想定されるため、日常巡視や臨時点検に際しては、堤防前面の侵食や堤体のクラックや破損・沈下に関する点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアップの稼働及び水路の点検に留意する。		
	○	水尻分浜海岸 水尻分浜地区	水産庁 (石巻市)	漁港施設が整備され、背後に道路、小浜川が流入する。水産関係施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	3.61 (3.60)	-	3.60±2.80	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高T.P.+3.60m、T.P.+2.80mの堤防、胸壁を整備する。	堤防、胸壁 L=737m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアップの稼働及び水路の点検に留意する。		
	○	越前海岸 船子地区	港湾局 (宮城県)	砂浜海岸で海水浴場として利用されている。震災により防波堤は被災しており背後地利用計画に併せて整備が必要。	4.83 (4.83)	-	4.83	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○遊覧業に配慮する。	天端高T.P.+4.83mの堤防、水門を整備する。	堤防 L=120m 水門	・漁港施設の利用に配慮する。	・漁業利用されている箇所であり、日常巡視や臨時点検に際しては、堤防前面の侵食や堤体のクラックや破損・沈下に関する点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアップの稼働及び水路の点検に留意する。		
	○	指ヶ浜海岸 指ヶ浜地区	水産庁 (女川町)	海岸に道路が面し、背後に家屋、道路が復旧する予定。新たな堤防整備が必要。	3.20 (3.20)	6.40	-	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○遊覧業に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの護岸を整備する。	護岸 L=68m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、陸間閉鎖における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口ラフアップの稼働及び水路の点検に留意する。		
○	柳瀬海岸 柳瀬地区	水産庁 (女川町)	砂浜海岸で背後に家屋、道路が復旧する予定。新たな堤防整備が必要。	3.60 (3.60)	6.40	-	● ○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○遊覧業に配慮する。	天端高T.P.+6.40mの堤防、水門を整備する。	堤防 L=90m 水門 L=80m	・漁港施設の利用に配慮する。	・海水浴場として利用されることから、背後地から海浜へのアプローチを確保する。 ・施設及び施設を維持するための必要な維持・修繕等を良好な状態に保つよう、着付前閉鎖に留意し、定期的な点検・整備を行う。			

整備箇所整理表【三陸-14】

市町村名	海岸保全区域指定	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2 防風水障 (堤防等の高さ・基準面T.P.)		3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・浸蝕 旧計画高 (親岸施設)	津波・高潮 新計画防高 新計画防高 基準施設名	浸食	防風	環境 利用					
女川町	○	尾瀨漁港海岸 尾瀨地区	水産庁 (女川町)	背後に客屋、道路が復旧する予定。新たな堤防整備が必要。	2.70 (一)	6.40	○	●	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	胸壁 L=60m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。	
女川町	○	出島漁港海岸 出島地区	水産庁 (女川町)	離島に位置する。漁港が整備され、背後に道路、家屋が復旧する予定。新たな堤防整備が必要。	— (一)	6.40	○	●	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	胸壁 L=48.5m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。	
女川町	○	巻間漁港海岸 巻間地区	水産庁 (女川町)	離島に位置する。背後に客屋、道路が復旧する予定。新たな堤防整備が必要。	— (一)	6.60	○	●	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	胸壁 L=43.5m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。	

注：●特に配慮が必要
○一般的な配慮が必要
□利用対応：◎
△施設点検等
○観音などの海岸保全対策、
防風対策、●津波対策、○観音などの海岸保全対策、
環境対策、◎
利用対応：□

(14/18)